

デイサービスセンター寝屋川苑 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(大阪府指定 第 2770300255 号)

当事業所はご契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者・・・2
2. 事業所の概要・・・2
3. 事業実施地域及び営業時間・・・2
4. 職員の配置状況・・・3
5. サービス概要・・・4
6. 当事業所が提供するサービスと利用料金・・・5
7. 利用の中止、変更、追加・・・6
8. 苦情の受付・・・8
9. サービス提供における事業者の義務・・・8
10. サービスの利用に関する留意事項・・・9
11. 損害賠償・・・9
12. サービスの利用をやめる場合・・・10
13. 秘密の保持と個人情報の保護・・・12
14. 高齢者虐待防止・・・12
15. 非常災害対策・・・12
16. 衛生管理・・・12
17. 事故発生時の対応・・・13
18. 緊急時の対応・・・13

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 東和福社会
- (2) 法人所在地 大阪府寝屋川市宇谷町1番36号
- (3) 電話番号 072-824-0345
- (4) 代表者氏名 理事長 岸田 幸之助

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の名称 デイサービスセンター寝屋川苑
- (2) 事業所の所在地 大阪府寝屋川市宇谷町1番36号
- (3) 電話番号 072-824-1003
- (4) 管理者 岡野 和隆
- (5) 生活相談員 岡野 和隆・楠村 香暖・村上 圭一・村山 諒
- (6) 事業所の種類 通常規模型 通所介護

※当事業所は、以下の加算対象サービスを実施しています。

入浴介助加算(Ⅰ)・(Ⅱ)

介護職員等处遇改善加算(Ⅱ)

中重度ケア体制加算

科学的介護推進体制加算

個別機能訓練加算(Ⅰイ)・(Ⅰロ)・(Ⅱ)

口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ

認知症加算

- (7) 事業の目的 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に通所介護サービスを提供します。
- (8) 運営方針 契約者の意思及び人格を尊重し、常に契約者の立場にたち、契約者へのサービスについては公平中立に行い、その他、定める基準に関する内容については遵守し事業を実施します。
- (9) 利用定員 30人

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 寝屋川市内
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から日曜日まで(祝祭日も営業)	
営業時間	月～日	8:30～17:30
サービス提供時間	月～日	9:00～17:00

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	
管理者	1名（1名兼務）
介護職員	14名（3名兼務）
生活相談員	4名（4名兼務）
看護職員	4名（3名兼務）
機能訓練指導員	4名（3名兼務）
管理栄養士	1名（兼務）

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
介護職員	勤務時間： 7：30～16：30 8：30～17：30 9：30～18：30 ☆ 原則として6名の介護職員が勤務します。
看護職員	勤務時間： 8：30～17：30 9：00～18：00 ☆ 原則として1名の看護職員が勤務します。
機能訓練指導員	勤務時間： 8：30～17：30 9：00～18：00 ☆ 原則として1名の指導員が勤務します。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）＊

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割又は8割又は7割）が介護保険から給付されます。

☆加算対象サービスの入浴介助加算については利用者ごとの選択制となります。利用するサービスの種類や 実施日、実施内容等については、居宅サービス計画に沿い、事業所と利用者で協議したうえで通所介護計画に定めます。

＜サービスの概要＞

☆提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サービスの内容
通所介護計画の作成		1 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた通所介護計画を作成します。 2 通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。 3 通所介護計画の内容について、利用者の同意を得たときは、通所介護計画書を利用者に交付します。 4 それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。
利用者居宅への送迎		事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
	入浴の提供及び介助	入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、排泄の介助、おむつ交換を行います。
	更衣介助	介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行います。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
	器具等を使用した訓練	利用者の能力に応じて、機能訓練指導員が専門的知識に基づき、器械・器具等を使用した訓練を行います。
その他	創作活動など	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。

☆通所介護従業者の禁止行為

通所介護従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ア 医療行為（ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。）
- イ 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ウ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- エ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く。）
- オ 利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

☆加算対象サービス

以下のサービスは、介護報酬の加算対象となっています。ご利用の際には、加算額の1割又は2割を追加料金としてご負担いただきます。

① 入浴介助加算（Ⅰ）

入浴介助又は清拭を行います。寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

② 入浴介助加算（Ⅱ）

入浴介助加算（Ⅰ）の要件に加え、以下を実施。

- ・利用者の居宅を訪問し、利用者の状態を踏まえて浴室における利用者の動作・浴室の環境を評価すること。
- ・身体の状況や訪問により把握した利用者の居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成すること。
- ・入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境にて、入浴介助を行うこと。

③ 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）

介護職員等処遇改善加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。

④ 中重度ケア体制加算

人員基準を満たす看護職員または介護職員の配置のほかに、看護職員または介護職員を常勤換算法で2以上追加の配置していること

⑤ 科学的介護推進体制加算

ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他の入所者の心身の状況等の係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直すなどその他のサービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

⑥ 個別機能訓練加算 I イ

機能訓練指導員が直接実施し、5 人程度以下の小集団又は個別で行う。居宅訪問で把握したニーズと居宅での生活状況を参考に、多職種共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成する。評価を 3 ヶ月に 1 回以上実施し、利用者の居宅を訪問した上で生活状況を確認するとともに、利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の進捗状況を説明し、必要に応じて個別機能訓練計画の見直し等を行う。

⑦ 個別機能訓練加算 I ロ

個別機能訓練加算 I イに加え、機能訓練指導員の配置を 2 名必要とする

⑧ 個別機能訓練加算 II

個別機能訓練 I イの取り組みに加え、計画等の情報を厚生労働省に提出し、フィードバックを受け、利用者の状態に応じた個別機能訓練計画に基づく個別機能訓練の実施、評価、評価結果を踏まえた計画の見直しや改善の一連のサイクルによりサービスの質の管理を行うこと。

⑨ 口腔・栄養スクリーニング加算 I

事業所の従業者が利用開始時及び利用中 6 ヶ月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を利用者の担当をするケアマネージャーに提供していること。

⑩ 認知症加算

・人員基準で配置する人数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算で 2 以上配置していること。

・『前年度』または『加算の算定日の属する月の前 3 月間』の利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状・行動が認められることから介護を必要とする認知症の利用者が占める割合が 15%以上であること

・通所介護を行う時間を通じて、専ら通所介護の提供にあたる認知症介護に係る専門的な研修等を修了した職員を 1 名以上配置していること。

・事業所の従事者に対する認知症ケアに関する事例の検討や技術的指導に係る会議を定期的開催していること。

＜サービス利用料金（１回あたり）＞（契約書第６条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（利用者負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

☆共通的服务（利用者負担額は１割負担と２割又は３割負担あり）

要介護 1						
利用時間	3～4時間	4～5時間	5～6時間	6～7時間	7～8時間	8～9時間
単位	370単位	388単位	570単位	584単位	658単位	669単位
料金	¥3,900	¥4,090	¥6,008	¥6,155	¥6,935	¥7,051
自己負担(1割)	¥390	¥409	¥601	¥616	¥694	¥705
自己負担(2割)	¥780	¥818	¥1,202	¥1,231	¥1,387	¥1,410
自己負担(3割)	¥1,170	¥1,227	¥1,802	¥1,847	¥2,081	¥2,115
要介護 2						
利用時間	3～4時間	4～5時間	5～6時間	6～7時間	7～8時間	8～9時間
単位	423単位	444単位	673単位	689単位	777単位	791単位
料金	¥4,458	¥4,680	¥7,093	¥7,262	¥8,190	¥8,337
自己負担(1割)	¥446	¥468	¥709	¥726	¥819	¥834
自己負担(2割)	¥892	¥936	¥1,419	¥1,452	¥1,638	¥1,667
自己負担(3割)	¥1,338	¥1,404	¥2,128	¥2,179	¥2,457	¥2,501
要介護 3						
利用時間	3～4時間	4～5時間	5～6時間	6～7時間	7～8時間	8～9時間
単位	479単位	502単位	777単位	796単位	900単位	915単位
料金	¥5,049	¥5,291	¥8,190	¥8,390	¥9,486	¥9,644
自己負担(1割)	¥505	¥529	¥819	¥839	¥949	¥964
自己負担(2割)	¥1,010	¥1,058	¥1,638	¥1,678	¥1,897	¥1,929
自己負担(3割)	¥1,515	¥1,587	¥2,457	¥2,517	¥2,846	¥2,893
要介護 4						
利用時間	3～4時間	4～5時間	5～6時間	6～7時間	7～8時間	8～9時間
単位	533単位	560単位	880単位	901単位	1023単位	1041単位
料金	¥5,618	¥5,902	¥9,275	¥9,497	¥10,782	¥10,972
自己負担(1割)	¥562	¥590	¥928	¥950	¥1,078	¥1,097
自己負担(2割)	¥1,124	¥1,180	¥1,855	¥1,899	¥2,156	¥2,194
自己負担(3割)	¥1,685	¥1,771	¥2,783	¥2,849	¥3,235	¥3,292
要介護 5						
利用時間	3～4時間	4～5時間	5～6時間	6～7時間	7～8時間	8～9時間
単位	588単位	617単位	984単位	1008単位	1148単位	1168単位
料金	¥6,198	¥6,503	¥10,371	¥10,624	¥12,100	¥12,311
自己負担(1割)	¥620	¥650	¥1,037	¥1,062	¥1,210	¥1,231
自己負担(2割)	¥1,240	¥1,301	¥2,074	¥2,125	¥2,420	¥2,462
自己負担(3割)	¥1,859	¥1,951	¥3,111	¥3,187	¥3,630	¥3,693

☆加算対象サービス（利用者負担額は1割負担と2割又は3割負担あり）

以下のサービスを利用される場合には、それぞれ料金が上記に加算されます。

	単位数	料金	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)	算定回数等
入浴加算Ⅰ	40	¥422	¥42	¥84	¥126	入浴回数
入浴加算Ⅱ	55	¥580	¥58	¥116	¥174	入浴回数
中重度ケア体制加算	45	¥474	¥47	¥95	¥142	利用回数
科学的介護推進体制	40	¥422	¥42	¥84	¥126	月1回
個別機能訓練加算Ⅰイ	56	¥590	¥59	¥118	¥177	訓練回数
個別機能訓練加算Ⅰロ	76	¥801	¥80	¥160	¥240	訓練回数
個別機能訓練加算Ⅱ	20	¥211	¥21	¥42	¥63	月1回
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	20	¥211	¥21	¥42	¥63	6ヶ月に1回
認知症加算	60	¥632	¥63	¥126	¥190	利用回数

※介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）として、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に、9.0%乗じた単位数分が料金に追加されます。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食事に係る費用は別途いただきます。（下記（2）①参照）

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第6条参照）＊

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①食事の提供にかかる費用

ご契約者に提供する食事の材料費や調理等にかかる費用です。

料金：1回あたり（昼食）550円（夕食）500円

②喫茶の提供にかかる費用

ご契約者に提供する喫茶の材料費にかかる費用です。

料金：1回あたり 150円

③レクリエーション・行事活動

ご契約者に提供する行事活動等の材料費にかかる費用です。

利用料金：1月あたり 200円

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

☆1日あたりのご利用料金の算出は

サービス利用料金＋介護職員処遇改善加算の合計の1割又は2割又は3割(自己負担額)に『食事』＋『喫茶』＋レクリエーション・行事活動を足した金額となります。

※『 』は利用分のみのご負担となります。

※レクリエーション・行事活動費は月に1回でもご利用あればご負担となります。

何回ご利用されても1月あたり200円となります。

(3) 利用料金のお支払い方法(契約書第6条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、翌月15日頃に請求いたします。請求内容を確認の上25日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 下記指定口座への振り込み

①関西みらい銀行 寝屋川東出張所 普通預金 415803

口座名義 社会福祉法人 東和福社会 居宅介護支援センター 寝屋川苑
理事長 岸田 幸之助

②ゆうちょ銀行 記号 14170 番号 78158201

口座名義 社会福祉法人 東和福社会 居宅介護支援センター 寝屋川苑
理事長 岸田 幸之助

イ. 金融機関口座からの自動振替

ゆうちょ銀行

請求月翌月の25日に引き落としとなります。

ウ. 現金によるお支払い

6. 利用の中止、変更、追加(契約書第7条参照)

利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。

利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた

場合、取消料として下記の料金をお支払いいただきます。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の当日 9 時までに申し出があった場合	無料
利用予定日の当日 9 時までに申し出がなかった場合	食事代 5 5 0 円

サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

7. 苦情の受付（契約書第 20 条参照）

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

生活相談員 岡野 和隆

受付時間 9：00～17：30

（2）行政機関その他苦情受付機関

寝屋川市 保健福祉部 高齢介護室	所在地 寝屋川市池田西町 2 8－2 2 電話番号 0 7 2－8 3 8－0 5 1 8 F A X 0 7 2－8 3 8－0 1 0 2 受付時間 9：00～17：30
大阪府 国民健康保険団体連合会	所在地 大阪府中央区常盤町 1－3－8 中央大通り F N ビル 電話番号 0 6－6 9 4 9－5 4 1 8 受付時間 9：00～17：00
大阪府 健康福祉部 高齢介護室	所在地 大阪府中央区大手前 2－1－2 2 電話番号 0 6－6 9 4 4－7 1 0 6 F A X 0 6－6 9 4 4－6 6 7 0 受付時間 9：00～17：00

8. サービス提供における事業者の義務（契約書第 9 条、第 10 条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5 年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知

り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)

ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

サービス担当者会議など、契約者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

9. サービスの利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意(契約書第11条参照)

- ①施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ②故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ③当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

10. 損害賠償(契約書第12条、第13条参照)

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

11. サービス利用をやめる場合(契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。(契約書第15条参照)

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定又は要支援認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑪ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（１）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 16 条、第 17 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。
その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。
ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合
乗じた単位数分が料金に追加されます。

（２）事業者からの契約解除の申し出（契約書第 18 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 利用者が事業所内において事業の勧誘、宗教活動または、他の利用者及び職員に対して暴言、暴行、恫喝、脅迫、性的嫌がらせ等を行った場合、または社会通念上一般的と認められる範囲を超える謝罪や説明の要求および、サービスの要求を行ったときは、事業所の判断により契約を解除します。

（３）契約の終了に伴う援助（契約書第 15 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

尚、事業者から契約を解除した場合はこの限りではありません。

1 2. 身体拘束について

事業所は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体的拘束等を行った日時、理由及び様態等についての記録を行います。また事業者として、身体的拘束等を無くしていくための取組を積極的行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人又は他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体的拘束等以外に、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体的拘束等を解きます。

1 3. 秘密の保持と個人情報の保護

①契約者及び、その家族に関する秘密の保持について

事業者及び従事者は、サービスを提供する上で知りえた契約者及び、その家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。

この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

②個人情報の保護について

事業者は契約者からあらかじめ文章で同意を得ない限り、サービス担当学会議等において契約者の個人情報を用いません。また、契約者の家族の個人情報についても同様です。

事業者は契約者及び、その家族に関する個人情報が含まれる記録物については、管理者の注意義務をもって管理し、処分の際にも第三者への漏洩を防止します。

1 4. 高齢者虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者・岡野 和隆
-------------	-----------

- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親

族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

- ⑤ 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話措置等を活用して行うことができるものとします。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ⑥ 虐待防止のための指針を整備します。
- ⑦ 虐待を防止するための定期的な研修の実施を実施します。
- ⑧ ⑤から⑦に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置しています。

担当者	管理者・岡野和隆
-----	----------

15. 非常災害対策について

- ① 事業所に災害対策に関する担当者を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
- ② 非常災害に関する計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④

16. 衛生管理等について

- ① 指定通所介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- ② 指定通所介護事業所において感染症が発生、又はまん延しないように必要な措置を講じます。
- ③ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- ④ 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように以下の措置を講じます。

ア 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります

イ 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しています

ウ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

17. 業務改善計画の策定

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

18. 事故発生時の対応

当事業所が提供する通所介護サービスにより、事故が発生した場合には、速やかに契約者の家族及び市町村等に連絡すると共に、必要な措置を講じます。

また、当事業所が提供する通所介護サービスにより、賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を行います。

当事業所は下記の損害賠償保険に加入しております。

保険会社名 損保ジャパン
保険名 ウォームハート（身体財物共通）

19. 緊急時の対応

当事業所が提供する通所介護サービスにより、緊急の事態が発生した場合には、速やかに契約者の家族及び主治医に連絡すると共に、必要な措置を講じます。

医療機関	主治医名	
	医療機関名	
	住所・電話番号	
家族等	氏名	
	電話番号	

20. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	
実施した直近の年月日	
実施した評価の期間	
評価結果の開示状況	

上記内容について、「寝屋川市指定居宅サービス事業者等の指定並びに指定居宅サービス等の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成 30 年寝屋川市条例第 55 号）」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

令和 年 月 日

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

事業者

住所 大阪府寝屋川市宇谷町 1 番 3 6 号

事業者名 社会福祉法人 東和福祉会

代表者氏名 理事長 岸田 幸之助

事業所

事業所名 社会福祉法人 東和福祉会 デイサービスセンター寝屋川苑
大阪府指定 指定番号 2 7 7 0 3 0 0 2 5 5

説明者

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

契約者

住所

氏名

契約代理人

住所

氏名